

おわりに

労働者の健康情報は、事業者が適正に就業上の措置を行い、労働者が心身共に健康で働くために収集される大変重要な情報の一つであり、かつ個人情報の中でも特別に機微にふれる情報である。そのため、今回の中間取りまとめにおいては、資格要件等を定める法律の中に守秘義務が課せられる者も含め、関係者の認識の向上を図ること、各事業場内のそれぞれの事情を踏まえた上で健康情報の処理に係るルールを策定すること等の提言を行ったところである。これらの内容が参考とされ、それぞれの事業場等における対策が行われることが望まれる。

しかし現状では、健康情報が、事業者や健康情報を処理する者の個人情報保護に対する認識が不十分なために、その目的を超えた情報の収集や使用が安易に行われたり、情報の内容が不用意に漏洩する等といった状況がある。そのため、当該労働者の気づかないうちに、プライバシーが侵害されているという事例も見受けられる。このような場合、当事者にはプライバシーを侵害しようとする積極的な意図はなく、むしろ何気ない日常的な行動や発言に起因するものが多いことから、事業者や個々の労働者等が、健康情報が保護されるべきものであるとの認識を持った上で、常に行動することが最も効果的な対策ということができよう。

労働者の健康情報の保護については、事業者の民事上の責任とのバランスや、他の分野を含めた個人情報保護に係る政府全体の取り組みの情勢を踏まえ、慎重かつ適切な対応が望まれるものである。そのため、本検討会における中間取りまとめを踏まえて、今後、行政としての対応も含め、さらなる検討が継続される必要があるものと考えられる。

【参考資料】

健康情報の秘密保護に関する法令等

【労働安全衛生法】（健康診断に関する秘密の保持）

第104条 第65条の2第1項及び第66条第1項から第4項までに規定する健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

【じん肺法】（じん肺健康診断に関する秘密の保持）

第35条の3 第7条から第9条の2まで及び第16条第1項のじん肺健康診断の実施の事務に従事した者は、その実施に関して知り得た労働者の心身の欠陥その他の秘密を漏らしてはならない。

【刑法】（秘密漏示）

第134条① 医師、薬剤師、医薬品販売業、助産婦、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

【医療法】（秘密漏泄）

第72条 当該官吏若しくは吏員又はその職にあった者が、故なく第5条第2項又は第25条第1項の規定による診療録又は助産録の検査に関し知得た医師、歯科医師又は助産婦の業務上の秘密又は個人の秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

参照 法定健康診断

1) 安衛法第66条第1項及び第2項によるもの

① 一般健診

- (1) 安衛規則第43条 雇入時の健康診断
- (2) 44条 定期健康診断
- (3) 45条 特定業務従事者の健康診断
- (4) 45条の2 海外派遣労働者の健康診断
- (5) 46条 結核健康診断
- (6) 47条 給食従業員の検便

② 特殊健康診断

- (1) 電離放射線健康診断
- (2) 高気圧作業健康診断
- (3) 鉛健康診断
- (4) 四アルキル鉛健康診断
- (5) 有機溶剤健康診断
- (6) 特定化学物質健康診断 36種類

2) 安衛法第66条第3項によるもの

歯科健康診断（安衛則第48条）

3) じん肺法によるもの（じん肺健康診断）

「労働者の健康確保対策の充実強化について」（建議）＜抜粋＞

（平成 8 年 1 月 1 9 日 中央労働基準審議会）

第 2 労働者の健康確保対策の充実強化の方向

2 職場における労働者の健康管理のあり方

(1) 脳・心臓疾患等に対応した効果的な健康診断のあり方

[対策の方向]

ロ 健康診断項目の充実等

(ハ) 健康診断の実施に当たっては労働者のプライバシーの保護に十分配慮する必要があること。

(2) 健康診断結果に基づく効果的な健康管理のあり方

[対策の方向]

ニ 再検査や精密検査の取扱い

再検査や精密検査の受診は、脳・心臓疾患等の早期発見とその後の健康管理に資するとの観点からその促進を図ることが望ましいこと。なお、再検査の実施、結果の活用等に当たっては、当該労働者の意思を尊重するとともに、労働者のプライバシーの保護等の問題に留意する必要があること。

(5) メンタルヘルス対策の充実

[対策の方向]

ハ メンタルヘルスの相談に当たっては、労働者のプライバシーの保護に十分配慮する必要があること。

3 産業保健サービスの提供のあり方

(7) 継続的な健康管理システム

[対策の方向]

離職・転職の増加も踏まえ、IC カード等を活用した労働者個人個人の継続的な健康管理システムについて検討する必要があること。この場合において、労働者のプライバシーの保護や、離職・転職に際し影響を受けることがないように配慮する必要があること。

産業保健専門職の倫理指針

2000年4月 日本産業衛生学会

前 文

産業保健専門職は、労働者の総合的な健康状態の向上に寄与するため、専門能力を維持し、最善の活動を追求する。産業保健専門職は、その活動にあたって環境保健ならびに地域保健に対しても十分に配慮する。

この倫理指針は、日本産業衛生学会がわが国の現状と国際水準の検討結果に基づいて、産業保健専門職の専門的活動に関する倫理上の一般原則を定めたものである。

この指針が対象とする産業保健専門職の範囲は、常勤、非常勤または専任、兼任などの勤務形態にかかわらず、職務として産業保健を専門的立場から担当するすべての職種を含む。

産業保健専門職はこの倫理指針に基づき、公正かつ高度の専門性をもって業務の推進に努める。そのためには、健康情報の守秘やプライバシー保護、専門的判断の遂行に不可欠な独立性の保証などに関して、法整備を含めた活動基盤の条件整備がなお必要である。本指針についても、その条件整備と実態に応じて必要な改訂が行われる。

この倫理指針によって産業保健専門職の育成および一層の資質向上が図られるとともに、事業者と労働者に対してこの分野の専門職に求められる役割を明らかにすることが期待される。

第一章 産業保健専門職の役割と専門性

1 産業保健活動の目的

産業保健活動の主目的は、労働条件と労働環境に関連する健康障害の予防と、労働者の健康の保持増進、ならびに福祉の向上に寄与することにある。産業保健専門職は職域における安全衛生の確保をはかる労使の活動に対して専門的立場から関連する情報の提供、評価、助言などの支援を行う。その活動対象には、個々の労働者だけでなく、労働者が所属する組織、地域も含む。

2 産業保健専門職の専門性

産業保健専門職は、産業保健活動の目的を達成するために、労働の実態に精通し、最新の科学的知見に基づいて労働条件と労働環境の客観的な評価を行い、その改善にあたって優先すべき課題を明らかにする。これらにより事業者・労働者が進める産業保健活動を、専門的立場から支援する。

産業保健専門職は、その責任を自覚し、常に専門能力の向上に努める。また、他の専門職と協力しつつ、地域・地球環境と健康の関係についても必要な助言を行う。

3 産業保健専門職の立場

産業保健専門職はその役割の遂行にあたって、以下の立場で臨む。

- (1) 専門職であることと所属組織の一員であることを両立させる心構えを持つ。
- (2) 科学的判断に基づき専門職として独立的な立場で誠実に業務を進める。
- (3) 事業者・労働者が主体的に産業保健活動を行うよう支援する。
- (4) 労働者の健康情報を管理し、プライバシーを保護する。
- (5) 労働者個人を対象とすると同時に、集団の健康および組織体の健全な運営の推進を考慮し、総合的な健康を追求する。
- (6) 職業上のリスクおよびその予防法についての新知見は、事業者・労働者に通知するとともに関連学会等に報告する。
- (7) 関連分野の専門家に助言を求める姿勢を持つ。
- (8) 環境保健および地域保健に対する役割を自覚する。

第二章 産業保健活動の実践

4 産業保健専門職としての助言

産業保健専門職は、労働者の安全と健康を害するおそれのある事業場内の要因と対策の必要性について事業者と労働者に助言する。事業者が行う労働安全衛生管理体制の確立と、産業保健に関する方針と計画の設定を支援する。これに基づいて事業場内の健康リスクを評価し軽減するよう最新の情報を含めて助言する。また、職業に関連する健康障害やその疑いのある症例について調査し、必要な予防措置の実施を事業者に助言する。

5 予防措置の迅速な実施

産業保健専門職は労働者の安全と健康のために事業場内で行われる予防措置が優先度に従い迅速に実施されるよう事業者に助言する。その措置は費用対効果を考慮し、実現可能で実効あるものにする。実施された予防措置の有効性について評価し、さらなる措置が必要な場合はその旨を助言する。労働者の安全と健康を守るために必要な措置が講じられない場合には、文書で事業者の問題点を示し、優先して対処するよう勧告する。

6 事業者・労働者に対する情報提供

産業保健専門職は、事業場内の危険有害要因と必要な対策に関する情報を事業者・労働者に理解できる形で提供する。その際、事業者・労働者に必要な情報を隠すことなく公正に提示する。

7 事業者・労働者の教育訓練

産業保健専門職は、労働者の安全と健康に関するリスクと必要な予防措置および労働者の健康増進と福祉の向上に関して、事業者・労働者に適切な教育訓練が行われるよう協力する。

8 健康診断と健康調査

産業保健専門職は、健康診断およびその他の健康調査（健康診断等）を行う際に、どのような効果が予測できるかを検討し、有効かつ安全であると確認できた方法を用いる。健康診断等の実施にあたってはその目的について労使と十分協議する。健康診断等を行うにあたっては、参加の有無による利益と不利益を労働者に十分説明し、その同意を得て行う。

9 健康診断等の結果に基づく措置

産業保健専門職は、健康診断等を行った後、当該労働者に判定結果が適切に通知されていることを確認し、必要な説明および指導を行う。この結果に基づいて就業上とるべき措置を事業者に助言する。配置転換など労働条件の変更を伴う措置を事業者に助言する必要がある場合には、予め決められた手続きに従って本人と十分話し合う。

10 健康保持増進活動への関わり

産業保健専門職は、事業者・労働者が行う健康保持増進活動と快適職場づくりの推進を積極的に支援する。健康保持増進活動に関する個人情報については、プライバシー保護に注意する。

11 地域環境・地球環境への配慮

産業保健専門職は、事業場が地域社会にどのような影響を与えているか関心を持ち、地域環境・地球環境に対しての配慮が必要であると認識した際には事業者に対して改善を要請する。

第三章 情報の管理

12 企業秘密

産業保健専門職は、職務上知りえた企業秘密を漏らさない。ただし、労働者あるいは地域住民の安全と健康を守るために情報開示の妥当性があると考えられる場合、事業者にその必要性を助言する。正確な情報の開示が不可欠な場合は、安全と健康を守る立場を優先する。

13 健康情報の管理

労働者の健康情報は産業保健専門職が責任をもって管理し、そのプライバシー保護にあたる。

労働者の安全と健康を守るために健康情報を事業者に開示する必要がある場合には、労働者の承諾を前提とし、その範囲は職務適性の有無や労働に際して具体的に配慮すべき事項に限定する。

1.4 第三者に対する危険情報

産業保健専門職は、労働者の健康状態が職務にてらして第三者の安全や健康を脅かす恐れがあるときには、労働者にその旨を理解させ、必要な手段について事業者に助言する。

1.5 産業保健活動に関する記録

産業保健専門職は、産業保健活動に関する記録を適切に管理する。個人の健康情報は守秘義務に従って管理する。

1.6 集団の健康情報

産業保健専門職は、集団の健康に関する統計情報とその解析結果を事業者および労働者に報告し、労働者の安全と健康を守るために活用する。

1.7 他の保健専門職との関係

産業保健専門職は、労働者の健康と関係ない個人情報や他の保健専門職に求めない。産業保健専門職は労働者の健康状態と関係があると考えられる場合に、本人の同意を得て、他の保健専門職に職場の危険有害要因に関する情報を提供することができる。

医師は労働者の健康の保持に必要な場合に、本人の同意を得て、自らの職責と利用目的を明らかにした上で、かかりつけ医など他の保健専門職に健康情報を求め、あるいは提供することができる。

第四章 契約と地位

1.8 産業保健業務に係わる契約

産業保健専門職は、事業者との業務契約や事業場内関連規程が本倫理指針の内容に沿うように図る。

1.9 理解の促進

産業保健専門職は、産業保健業務を円滑に展開するために、事業者・労働者および地域社会に対してその役割と専門性が広く理解されるよう努力する。